

# 大館市農業委員会総会議事録

令和6年3月12日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和6年3月12日（金）午後3時20分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（18名）					
1 番	高坂 千悦	8 番	安部 幸美	16 番	阿部 重信
2 番	渡邊 久雄	9 番	斎藤 重春	17 番	畠山 繁司
3 番	岩澤 トシ子	10 番	石山 元一	18 番	藤盛 久登
4 番	富樫 俊昌	11 番	小畑 美恵子	19 番	小畑 純市
5 番	伊藤 昇	12 番	嶋田 久美子		
6 番	菅原 一成	14 番	渡邊 久留美		
7 番	小林 大樹	15 番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（ 1名）					
13 番	藤原 信雄				
4. 委員以外の出席者 職氏名					
なし					
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	鳥潟 克次			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	18 番	藤盛 久登		19 番	小畑 純市
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 5 号	農用地利用集積等促進計画(第 4 号)の認可について
議案第 9 号	農地法第 3 条の規定によるその他の使用及び収益を目的とする権利の設定許可申請に対する処分について
議案第 10 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 11 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 12 号	農用地転用事業計画変更承認申請書の送付について
議案第 13 号	農用地利用集積計画の決定について (利用権設定)
議案第 14 号	農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)

## 局長

定刻より遅くなりましたが予定されている委員が揃いましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

## 安部会長

— 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。  
事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 18 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、13 番 藤原 信雄 委員より、都合により欠席することをご報告いたします。

## 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 18 番 藤盛 久登 委員、議席番号 19 番 小畑 純市 委員にお願いいたします。

## 議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

## 局長

- ・業務報告（2月総会～3月総会）について
- ・報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第5号 農用地利用集積等促進計画(第4号)の認可について

## 議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

## (1番 高坂 千悦 委員)

報告第4号のNo.96について、次の耕作者は決まっているのか。

## 事務局

次は、まだ決まっておりません。今後、あつ旋していく農地となります。

## 議長

他にご意見、ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

## 議長

ないようですので、承認するものといたします。

## 議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第9号 農地法第3条の規定によるその他の使用及び収益を目的とする権利の設定許可申請に対する処分について議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

議案第9号 農地法第3条の規定によるその他の使用及び収益を目的とする権利の設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定によるその他の使用及び収益を目的とする権利の設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和6年3月12日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は、No.1 の 1 件で、地目は田 7,589 m<sup>2</sup>であります。

賃借の権利は、その他使用収益権となっており、借受の事由は、「経営拡張」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号～第 6 号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

### 議長

議案第 9 号について審議します。

何かご意見ご質問等はございませんか。

### (16 番 阿部 重信 委員)

その他使用収益権とは何か。

### 事務局

借人が秋田県農業公社から分割支払いで農地を買い、支払い期間が 6 年間あります。その期間は、秋田県農業公社から無償で貸借する扱いとなり、その他使用収益権といいます。

～休 憩～

～再 開～

### 議長

他にないようですので、議案第 9 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

### 議長

次に、議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 6 年 3 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は、27 から 29 ページの No.9 から 15 の 7 件で、地目は田が 16,823 m<sup>2</sup>と畑が 2,560 m<sup>2</sup>となり面積合計は 19,383 m<sup>2</sup>であります。

譲受の事由は、No.9 から 11、14、15 は「経営拡張」No.12・13 は「新規就農」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配布の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 6 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 10 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 10 号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案とおり決することとします。

## 議長

次に、議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 6 年 3 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は、31 ページのNo.4、5 の 2 件で、地目は田で 952 m<sup>2</sup>と畑が 398 m<sup>2</sup>となり面積合計は 1,350 m<sup>2</sup>であります。

No.4 は一般住宅を建築しようとするものです。

次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてありますが、申請地は、比内総合支所の北東約 950mに位置する第 1 種住居地域の 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のエの(ア)の b の(c)に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.4 の位置図及び配置図は、32、33 ページに記載のとおりであります。

No.5 は自社倉庫の建築と宅地分譲地を整備するものです。

次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてありますが、申請地は、県立大館国際情報学院西約 10mに位置する準工業地域の第 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のエの(ア)の b の(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.5 の位置図及び配置図は、34、35 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.4 の現地調査の結果を議席番号 14 番の 渡邊 久留美 委員より、No.5 を議席番号 15 番の 浅利 瑞穂 委員にご報告願います。

### (14 番 渡邊 久留美 委員)

14 番の 渡邊 久留美 です。

議案第 11 号の No.4 について、去る 3 月 4 日に 浅利 瑞穂 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

現在、申請者夫妻は、アパート住まいですが、この先、家族が増えると手狭になることから、譲渡人に相談したところ資金面で折り合いが着き、農地を購入して一般住宅を建築しようとするものです。

申請地は 32 ページの位置図になります。

この場所は、比内総合支所から北東へ約 950m に位置し、国道 285 号と市道 東雲線の交差点から西へ約 50m 進んだ右側の農地で、休耕地でありました。

33 ページの配置図にありますように、転用にあたっては、約 1m 盛土します。東側と西側は隣接する土地所有者が既に擁壁を設置していました。南側は市道と高さを合わせて整地し、北側は L 型擁壁を設置して土砂流出を防ぐ計画です。

雨水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

なお、申請地奥の残地への通路として、譲渡人が隣接地の 63 番 3 の原野を購入し整備するとのことでした。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

**(15 番 浅利 瑞穂 委員)**

15 番の浅利 瑞穂です。

議案第 11 号のNo.5 について、去る 3 月 4 日に渡邊 久留美 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請者は、建築業と不動産業を行っており、申請地が分譲地として利用が見込めることと、自社用倉庫についても、広い市道に面しており資材の搬出入が容易であることから、申請地へ分譲地 2 区画と作業所を建築しようとするものです。

申請地は 34 ページの位置図になります。

この場所は、県立 大館国際情報学院から東側へ約 10m に位置した農地で、休耕地でありました。

35 ページの配置図にありますように、転用にあたっては、約 1m 盛土します。西側は既設側溝の高さに合わせて整地し、東側と北側は新設 L 型擁壁を施工し、南側は市道と高さを合わせて整地するため土砂流出は無い計画です。

雨水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

なお、当該地域は大館市土地改良の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

**議長**

ただ今、渡邊 久留美 委員と浅利 瑞穂 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 11 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

**(2 番 渡邊 久雄 委員)**

No.4 は、がけ地に該当しないのか。

**事務局**

33 ページの計画断面図に書かれているように、高さ 6m の 2 倍以上離れているので該当しません。

**議長**

他にないようですので、議案第 11 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

議案第 11 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

## 議長

次に、議案第 12 号 農地転用事業計画変更承認申請書の送付について議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

議案第 12 号 農地転用事業計画変更承認申請書の送付について次のとおり、農地法関係事務処理要領第 4 の 6 の (3) のオの規定により農地転用事業計画の変更承認申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（承認・不承認）を求める。

令和 6 年 3 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

これは、令和 4 年 3 月 14 日付け指令農委第 5161 号で法第 5 条の所有権移転許可をした事案であります。37 ページにありますように農地転用事業計画の変更申請が出されたものであります。

内容は、仮設事務所、資材置場、駐車場を（一時転用）するという事業計画に変更ありませんが、利用期間を令和 5 年 3 月 31 日までを令和 7 年 3 月 13 日にするものです。

事業変更理由にありますとおり、昨年大雨による災害で下内川が決壊し、本年度に工事契約を締結し今回の事業計画変更となったものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.1 の現地調査の結果を議席番号 15 番の浅利 瑞穂 委員よりご報告願います。

### (15 番 浅利 瑞穂 委員)

15 番の浅利 瑞穂です。

議案第 12 号について、去る 3 月 4 日に渡邊 久留美 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

農地転用事業計画の変更の内容は 37 ページ、位置図は 38 ページとなります。

本申請地は、河川工事の現場事務所・資材置場として令和 4 年 3 月 14 日付け指令農委第 5161 号で一時転用許可された場所です。

令和 4 年 8 月の豪雨災害に伴う、新たな河川工事の受注により、令和 5 年 3 月に期間延長の変更承認を受けているところです。

今回の申請は、令和 5 年 7 月の大雨で工事が遅れ、防災・減災対策強化工事の工期が再延長となったことから、転用期間を令和 7 年 3 月 13 日まで変更して、同じ場所を仮設事務所や資材置場等として利用するための申請です。

現地は、他の用途で利用されておらず、現場事務所、資材置場として利用しており、事業完了後は、速やかに農地へ復元することから問題ないものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

## 議長

ただ今、浅利 瑞穂 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 12 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 12 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり承認と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

## 議長

次に、議案第 13 号 農地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

議案第 13 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 6 年 3 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は 40 ページの、令和 5 年度農用地利用集積計画（第 11 号）の新規に利用権を設定するものと再設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新 - 440 から新 - 839 までの 400 件と再 - 272 から再 - 318 の 47 件で合計 447 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。新規の契約期間、1 年が 6 件、2 年が 4 件、3 年が 255 件、4 年が 2 件、5 年が 44 件、6 年が 12 件、7 年が 1 件、8 年が 2 件、9 年が 1 件、10 年が 73 件で、地目は田で 2,569,447.50 m<sup>2</sup>と畑で 22,648.09 m<sup>2</sup>となり新規面積 2,592,095.59 m<sup>2</sup>であります。次に再設定ですが、1 年が 3 件、2 年が 1 件、3 年が 29 件、5 年が 11 件、6 年が 2 件、10 年が 1 件で地目は田で 262,124 m<sup>2</sup>と畑が 2,187 m<sup>2</sup>となり再設定面積 264,311 m<sup>2</sup>となり面積合計は 2,856,406.59 m<sup>2</sup>であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、

権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

#### 議長

議案第 13 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### 議長

はじめに、新-440 から新-468、新-470 から新-731、新-733 から新-767、新-769 から 777、新-781 から 834、新-836 から新-839 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

#### (1 番 高坂 千悦 委員)

法人が 2 年、3 年の短期契約だが理由があるのか。

#### 事務局

理由はない、法人が設定してくるので法人内での決まり事ではないか。

～休 憩～

～再 開～

#### 議長

他にないようですので、新-440 から新-468、新-470 から新-731、新-733 から新-767、新-769 から 777、新-781 から 834、新-836 から新-839 までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

#### 議長

次に、新-469、新-732、新-835 について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 19 番 小畑 純市 委員は退席願います。

(19 番 小畑 純市 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、新-469、新-732、新-835 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 19 番 小畑 純市 委員は入室をお願いします。

(19 番 小畑 純市 委員 入室し着席 )

**議長**

次に、新-768 について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 17 番 畠山 繁司 委員は退席願います。

(17 番 畠山 繁司 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、新-768 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 17 番 畠山 繁司 委員は入室をお願いします。

(17 番 畠山 繁司 委員 入室し着席 )

**議長**

次に、新-778 から 780 について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 10 番 石山 元一 委員は退席願います。

(10 番 石山 元一 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、新-778 から 780 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 10 番 石山 元一 委員は入室をお願いします。

(10 番 石山 元一 委員 入室し着席 )

**議長**

次に、再-272 から再-315 及び再-318 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、再-272 から再-315 及び再-318 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

**議長**

次に、再-316、317 について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 19 番 小畑 純市 委員は退席願います。

(19 番 小畑 純市 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

## 議長

ないようですので、再-316、317について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 19 番 小畑 純市 委員は入室をお願いします。

(19 番 小畑 純市 委員 入室し着席 )

## 議長

議案第 13 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

## 議長

次に、議案第 14 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

議案第 14 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 6 年 3 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

68 ページには、令和 5 年度農用地利用集積計画（第 11 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-9 と所-10 の 2 件で、秋田県農業公社へ所有権を移転するもので、地目は田で、7,549 m<sup>2</sup>となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移

転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

**議長**

議案第 14 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、議案第 14 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

議案第 14 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

**局長**

当面の行事日程について説明する

**議長**

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

**事務局**

2 月 26 日の市町村農業委員会地区別農地利用最適化活動報告研修について報告。

**議長**

それではこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 4 時 50 分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月12日

議 長

---

議事録署名委員 18 番

---

議事録署名委員 19 番

---

## 農地法第3条調査書

議案第9号 No.1	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">その他の収益権設定</span>	
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・ 外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住所 氏名
		秋田市山王四丁目・・・ ○○ ○○
	譲受（借）人	住所 氏名
		大館市山田字茂屋下羽立・・・ △△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで前所有者が耕作を行ってきたが、高齢化により経営を縮小するもので、県農業公社を介して譲受(借)人が経営規模の拡大を目的に本申請地を取得するものであるが、農地代金の支払いが完了するまでの期間、本権利を設定するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月29日、石山 元一 農業委員と 佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>

## 農地法第3条調査書

議案第10号 No.9	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市板沢字愛宕下・・・外・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市有浦三丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋敷岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、譲受(借)人が規模拡大する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月1日、富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

## 農地法第3条調査書

議案第10号 No.10	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市粕田字中羽立・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市粕田字道ノ上・・・	氏名 〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市粕田字道ノ上・・・	氏名 △△ △△
	作成者		
	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、譲受(借)人が規模拡大する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月3日、浅利 瑞穂 農業委員と藤盛 久登 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

## 農地法第3条調査書

議案第10号 No.11	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市粕田字中羽立・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市粕田字道ノ上・・・
		氏名 〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市粕田字道ノ上・・・
		氏名 △△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、譲受(借)人が規模拡大する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月3日、浅利 瑞穂 農業委員と藤盛 久登 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

## 農地法第3条調査書

議案第10号 No.12	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山田字一本柳・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字新明岱・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字谷地の平・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は以前から近所の畑を借りて耕作し農業の経験がある。申請地は令和5年から耕作している。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人が自家野菜を栽培する目的で耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が本申請地を取得し耕作を行うものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、2月29日、石山 元一 農業委員と 佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

## 農地法第3条調査書

議案第10号 No.13	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山田字茂屋下羽立・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市岩瀬字上代野・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市山田字茂屋下羽立・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は以前から申請地を借りて耕作し農業の経験がある。譲受(借)人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受人が家庭菜園を行ってきた。今後は譲受人が申請地を取得し、耕作を行うものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月29日、石山 元一 農業委員と 佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

## 農地法第3条調査書

議案第10号 No.14	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市岩瀬字越山・・・外・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 氏名
		仙台市若林区なないろの里3丁目・・・ ○○ ○○
	譲受(借)人	住所 氏名
		大館市岩瀬字越山・・・ △△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、離農することを決め、知り合いの譲受(借)人に相談をした結果、譲受(借)人が本申請地を取得し耕作するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月29日、石山 元一 農業委員と 佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

## 農地法第3条調査書

議案第10号 No.15	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市岩瀬字越山・・・外・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		仙台市若林区なないろの里3丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字越山・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、離農することを決め、知り合いの譲受(借)人に相談をした結果、譲受(借)人が本申請地を取得し耕作するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月29日、石山 元一 農業委員と 佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない